

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

現在、日本年金機構ではマイナンバーの利用ができません

平成27年9月に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されましたが、日本年金機構では、平成28年1月から予定していたマイナンバーの利用を延期しています。

当分の間マイナンバーの利用ができないため、お客さまからご提出いただく届書・添付書類にマイナンバーが記載されている場合には受け付けることができません。したがって、日本年金機構に各種届書や住民票などの添付書類をご提出される場合は、マイナンバーが記載されていないものをご提出ください。

マイナンバーの利用が延期されている間は、年金相談・照会、各種届出および申請には、引き続き基礎年金番号をご利用ください。

なお、日本年金機構でのマイナンバーの利用開始時期は、現時点では未定です。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178（無料）

※平日 9:30～22:00

土・日曜日、祝日 9:30～17:30

（年末年始12月29日～1月3日を除く）

■問い合わせ／南国年金事務所 ☎864-1111
市民課年金係 ☎880-6555

●国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者のみなさまへ●

標準負担額(入院時の食事代)が変わります

平成28年
4月1日～

（太線枠囲み部分について、告示改正により負担額を引き上げる）

		一般病床・精神病床等	療養病床	
			医療区分Ⅰ (医療区分Ⅱ、Ⅲ以外)	医療区分Ⅱ、Ⅲ
65歳未満	一般所得	1食360円（※） (30年度～: 1食460円)		
	低所得 (市町村民税非課税者)	1食210円 (90日超で1食160円)		
65歳以上	一般所得	1食360円（※） (30年度～: 1食460円)	1食460円・居住費320円 〔管理栄養士または栄養士による適時・適温の食事の提供などの基準を満たさない場合 1食420円・居住費320円〕	1食360円（※） 居住費0円 (30年度～: 1食460円)
	低所得Ⅱ (市町村民税非課税者)	1食210円 (90日超で1食160円)	1食210円・居住費320円	1食210円・居住費0円 (90日超で1食160円)
	低所得Ⅰ 〔市町村民税非課税者であり、かつ一定所得以下の70歳以上の者〕	1食100円	1食130円・居住費320円 〔高齢福祉年金を受給している場合 1食100円・居住費0円〕	1食100円 居住費0円

※下記に該当する患者の負担額は、経過措置として1食260円で据え置く。

- ・指定難病患者、小児慢性特定疾病患者
- ・平成28年4月1日時点で既に1年を超えて精神病床に入院している患者（合併症などにより転退院し、同日内に再入院する患者を含む）

■問い合わせ／市民課国保係 ☎880-6555
長寿支援課いきいき長寿係 ☎880-6556

無防備な心に火災がかくれんぼ

平成28年春季全国火災予防運動

3月1日(火)～7日(月) 全国一斉実施！

春は季節風の強い日が多く、市内中小河川のしゅんせつ工事や山田堰関係の「川干」と重なるため、ちょっとした不注意から思わぬ大火となる恐れがあります。放火などによる火災を防ぐために、家の周りに燃えやすい物を置かないよう注意しましょう。

また、春季には山菜採りなど入山者も多くなります。たばこの投げ捨て、たき火、火入れの不始末などで貴重な森林を一瞬のうちに焼失させることがないよう、一人一人の心掛けで山火事を防ぎましょう。

火の取り扱いは慎重に行い、火災の発生を防止しましょう。

防火演奏のご案内

◎長岡西部保育所・岡豊保育園幼年防火クラブ

■日時／3月2日(水) 10:15～

■場所／南国消防本部 車庫前

◎吾岡保育園幼年防火クラブ

■日時／3月4日(金) 10:15～

■場所／マルナカ南国店 駐車場

※両日ともゴメンジャーと一緒に演奏応援します。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

(3つの習慣・4つの対策)

③つの習慣

- ①寝たばこは、絶対しない。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



④つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ④高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

■問い合わせ
消防本部予防課 ☎863-3511

選挙権についての大事なお知らせ

修学で南国市外に転出される皆さんへ

修学のため、南国市を離れ市外の寮や下宿、アパートなどに居住する学生の住所地は、原則、その寮や下宿等の所在地となります（昭和29年に最高裁判所で判決が出ています）。

そのため、南国市に住民票があるため選挙の際に投票所入場券が届いたとしても、「**選挙人名簿に登録されるべきでなかった者**」として取り扱われるため、**南国市では投票（期日前投票及び不在者投票を含む。）することができません。**

また、修学地の市区町村でも投票ができません。

大事な選挙権を行使(投票)するために、
今住んでいる寮や下宿などの所在地に
住民票を移しましょう。

未来をつくる
あなたの一票大切に



■問い合わせ／南国市選挙管理委員会事務局 ☎880-6571